

障がい福祉課に相談あった事例（事例3）

1 相談種別（※1）

雇用

2 障がい種別（※2）

発達障がい

3 連絡機関（※3）

三重労働局

4 相談内容

会社を休職していたが、発達障がいの診断結果が出たため会社に伝達したところ、転籍・出向を求められた。

5 障がい福祉課の対応

三重労働局に対して相談者や相談内容について伝達し対応を依頼。三重労働局からハローワークで相談に対応するという回答を得たことから、相談者にハローワークで相談するよう伝達。

6 処理結果

ハローワークにて相談。ハローワークが対応する雇用の分野における障がい者差別の禁止、合理的配慮の提供義務及び再就職支援策等について説明。本人より事情を確認したところ、現時点において企業への確認、指導は望んではおらず、自分に適した就職先を見つけることを優先したいとの意向であったため、今後本人の意向に沿った支援を講じていくこととした。

※1 相談種別：①不当な差別的取扱い、②合理的配慮の不提供、③雇用、④虐待、⑤苦情、⑥その他

※2 障がい種別：①視覚障がい、②聴覚障がい、③盲ろう、④肢体不自由、⑤知的障がい、⑥精神障がい、⑦発達障がい、⑧難病、⑨その他

※3 連絡機関：障がい福祉課から相談について連絡した関係機関